

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和3年7月19日(月)
- 2 開会日時及び場所
令和3年7月19日(月) 午後1時45分
防府市役所1号館3階 南北会議室
- 3 閉会日時 令和3年7月19日(月) 午後3時15分
- 4 委員氏名

(1)出席者(18名)

(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (3番)中山 博祐 (4番)山縣 洋
(5番)木原 伸二 (6番)倉重 俊則 (7番)小山 (8番)田村 正信
(9番)光井 憲治 (10番)吉本 典正 (11番)池田 寛 (12番)石田 卓成
(13番)熊安 悦子 (14番)末廣 儀久 (15番)林 孝志 (16番)原田 道昭
(17番)藤井 伸昌 (18番)横木 勉

(2)欠席者(0名)

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	國本 勝也
” 事務局長補佐	山口 佐貴子
” 書記	富永 大志郎
” 書記	高橋 茉里

6 提出議案及び報告事案

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第36号 農地転用事業計画変更申請承認について
議案第37号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第38号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について

て

報告第43号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告第44号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第45号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について

報告第46号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第47号 農地法施行規則該当転用届について

報告第48号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

13番 熊安 悦子委員

14番 末廣 儀久委員

午後1時45分開会

○事務局 皆さん、こんにちは。

ただいまから令和3年度7月の月例総会を開催いたします。

本日は全委員さんが出席でございますので、会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

なお、会議での御発言のときは、議長の指名の後、マイクを使っていただきますようお願いいたします。

また、この後、非農地判断説明会を開催いたしますので、会議の速やかな進行にも御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、会長に御挨拶をいただき、引き続き、議長として議事の進行をよろしく願います。

○藤井会長 皆さん、こんにちは。

コロナの影響もありまして、全員でお集まりいただくのは2か月ぶりということでございます。ここにおいでの方は、もうほとんどの方がワクチンは打たれておられるんじゃないかなというふうに思いますけれども、まだまだみんながやっておるといような状況ではありませんので、もうしばらく自粛を呼びかけされるんだろうというふうに思います。

梅雨が早く入った分、予定より大分早く明けました。ここ二、三日は涼しいんですけども、これからどんどん気温は上がって行って、しのぎにくい季節になります。

皆さんの作業も引き続き大変でしょうし、昨年に引き続き、ウンカの被害も早いところでは大分出ているようですので、十分皆さん注意していただいて、これから対応していただきたいと思います。

以上です。

それでは、議案審議に入ります。

本日の議事録署名委員さんは、13番の熊安委員さん、14番の末廣委員さん、よろしくお願

いたします。

それでは、7月分の議案審議に入ります。

議案第33号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第33号の農地法第3条の規定による許可申請については、1件です。

目的については、所有権の移転で、譲渡理由については、規模拡大です。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の木原です。議案第33号の1は、――が規模拡大するために、――の農地を購入する所有権移転の案件です。

7月11日に、現地確認及び聞き取り調査をいたしました。

申請地の場所は、―――にあります。

――は、昨年、隣接する農地を購入してしまして、今回、――に、管理していくのが困難なため、譲りたいと打診され、お受けしたということです。

それでは、農地法第3条第2項に基づき、調査した結果を報告いたします。

まず、全部効率利用要件ですが、農機具等に関しては資料のとおりです。

次に、農作業常時従事要件については、現況から見ても、年間を通して作業をしておられるのが確認できます。下限面積はクリアしており、地域との調和要件も特に問題はありません。

以上のことから、農地法第3条の許可要件を全てクリアしていると判断をいたしますが、皆様の御審議、よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、裁決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、議案第34号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

議案書の2ページ、資料は3ページからになります。

議案第34号は、農地法第4条の規定による許可申請についてですが、提出された件数は2件です。

転用目的の内訳ですが、駐車場、農作業資材置場が1件、農業用倉庫、農作業場が1件です。

受付番号1番は、駐車場、農作業資材置場です。資料は3ページになります。

農地区分は、集団農地面積83.4haの農地で、施行令第5条第1号に該当する農地で、第1種農地と判断します。農用地区域除外手続中です。

受付番号2番は、農業用倉庫、農作業場です。資料は9ページになります。

農地区分は、集団農地面積55.7haの農地で、施行令第5条第1号に該当する農地で、第1種農地と判断します。農用地区域除外手続中です。

以上です。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、石田です。参考資料の34ページ御覧ください。

本案件なんですけど、上右田で野菜づくりなんかを主に—————がいらっしゃるんですけど、この方が野菜を作るのに伴って、お手伝いさんが車で来られたりとか、あと、トラクターを自宅周りに置いておられるんですけど、その置場がないということで、あと、資材置場もないということで、除外申請を出されて、資材置場として申請が出ているものです。

現地なんですけど、佐波川の右岸をこちらからずっと上がって行く
と、—————があるんですけど、—————ところです。

この—————なんですけど、もともとこの参考資料の5ページにある申請地のすぐ下の宅地というところに空き家があったんですけど、農業を始められたいという相談が事務局通じて私のほうにあって、ここちょうど空き家になっていたのを借りて、ここ住んでやったらいいじゃんということで、最初紹介して、この地区のことをすごく気に入ってくれて、今、もう正式に家を買われて、本格的に農業に取り組まれております。

地元委員としては、よい案件ではないかなと、隣も畑で水田が連続しているわけでもありませんし、すごく小さい面積で—————ぐらいのところなので、田んぼとして残しておくのもいかがかなと、誰も耕作できないのにといいところだったので、よい案件ではないかなと思います。

皆様方の御審議をよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

○11番 11番の池田ですが、お尋ねいたします。

御本人さんのそういう施設で何ら問題ないと思いますが、この中に近隣農家の方の自家用の駐車場2台分というのが、6ページのところに書いてございますけど、この辺はどうなんでしょうか。問題はないんでしょうか。その辺についてお尋ねいたします。

○12番 ありがとうございます。

近隣農家の方も手伝いに来られたりもしているので、そういった意味合いで書かれている。あと、この辺、本当に車を止めるスペースとかがなくて、近隣農家に手伝いに来られた方が取りあえず空いているときは止めることもあるでしょうし、今までもこの方の隣の農家さんのところを貸してもらったりとか、お互いさまということでやられているので、ただ、日頃から、ここ常時1名から3名ぐらいはいつもお手伝いさんが来られているので、そういった方が止めるのがメインであると思っております。ちょっとこの書き方がどうなんかなというところはあるんですけど。

○藤井会長 基本的にこういう文言はうたってもらわんほうがいいですけどね。これ常時止めるというふうに取りかねませんので、事務局、ここからその条件消してもらって、改めて再度そういう条件なら許可出すということで.....。

○事務局 こちらが農用地区域ということで、県の除外のほうの審査も出ているんですけど、例えば自己用の駐車場のみならず、農業のための近隣農家の方が応援として駐車場に停止をされるのは、それを妨げるものではないので、近隣農家の方が使用されるというのは、削除する必要はないかと思えます。

メインは御本人がやられて、もちろん応援の方が来られて必要だというのは、県のほうにも利用頻度とかも全部出されているので、2か月に15日とか出されているので、それは問題ないかと思われまます。

○藤井会長 今の事務局の説明で、皆さんよろしいですか。

分かりました。じゃあ、その件はそういうことで。

ほかに何か御質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、裁決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、林です。役員になって1年たちますけど、初めて皆様に御報告を申し上げます。よろしくをお願いします。

議案第34号の2について御説明します。

34号の2については、自宅近隣の農地を違反転用し、既に農業作業用として使用していた案件です。

現地確認に、7月13日に事務局2名と小委員長と計4人で現地を確認にいきました。なお、午後、5人にお会いし、状況をお聞きしましたので、結果を御報告いたします。

- 6番 露地野菜ですよ。
- 15番 露地で。
- 6番 露地をずっとやられているんだったら納得なんですけど。
- 15番 ナスビとかトマトとか、現地に植えていらっしゃいました。
- 6番 じゃあ、施設ということじゃないですね。
- 15番 施設は建てておりません。
- 6番 分かりました。
- 藤井会長 よろしいですか。
- 6番 はい。
- 藤井会長 ほかに何か御意見ございませんか。
 - ちょっと私のほうからちょっとお聞きします。
 - 13ページのこの図で、既に建っておるのがこの作業小屋ですか。
- 15番 はい、そうです。作業小屋と書いてありますが、これが現場用のプレハブで、チェーン等で固定されております。
- 藤井会長 転用目的が農作業倉庫、作業場ということですけど、この13ページの図でどこを指すわけですか。駐車場も大分取るわけですよ。
- 15番 そうですね。農作業の軽四とか、そういったのが止められるスペース程度ですが。
 - それと西側のほうには、既に花を——趣味でしょうけど、花等を植えていらっしゃいます。
- 藤井会長 先ほどの質問にありましたが、露地野菜を栽培する部分というのは、この図でどこら辺に。
- 15番 戻っていただいて11ページの申請地の右側ですか、——のほうにちょっと細い残地みたいなところがあると思うんですけど、ここに露地野菜というか、ここに野菜を植えていらっしゃいました。
- 藤井会長 13ページの作業小屋はそのまま使われて、下に花の剪定作業場という文字が書いてある、ここに何か建つんですか。
- 15番 ここにはもう建たないと思います。花とかバラとか植えていらっしゃいました。
- 藤井会長 剪定の作業場になるわけじゃないんですか、ここは。
- 15番 そこまでちょっと調査はしておりませんが、そういったところにも使用されるかもしれませんが、メインはこの作業小屋でやられるんじゃないかなと思いますけど。
- 藤井会長 ですよ。作業場が25m²で、三百何ぼのうちの一部分で、そのほかの用途がいまいちちょっとはっきりしないんですけども。
- 15番 あとは、今の持って帰ったレーザーファンのほうの上のほうの事業計画の中にありますけ

ど、ビニールハウスの資材とか、その保管スペースにも使おうかということで、作業場の左隣ですか、その辺のところは少しスペースはあったんですけど。

○藤井会長 分かりました。

今の件で何か皆さん御意見ございませんか。よろしいですか。

分かりました。特に御意見がないようですので、もう私としましては転用がかかるわけですから、これから農地を有効利用していただけるように、ぜひ御指導いただければというふうに思います。

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、裁決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、議案第35号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

議案書は3ページ、資料は15ページからになります。

議案第35号は農地法第5条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は8件で、うち1件は、6月の月例総会で保留となった案件で、別冊においてお配りをしております追加議案となっております。

8件の転用目的の内訳ですが、自己用住宅が3件、自治会資源ごみ回収作業場が1件、太陽光発電設備が4件です。

受付番号1は、自己用住宅です。資料は15ページになります。

農地区分は、集団農地面積0.02haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号2は、自治会資源ごみ回収作業場です。資料は21ページです。

農地区分は、集団農地面積63.6haの農地で、施行令第5条第1号に該当する農地で、第1種農地と判断します。

受付番号3は、自己用住宅です。資料は27ページです。

農地区分は、集団農地面積2.05haの農地で、右田出張所から約360mの場所にあり、規則第45条第2号に該当する第2種農地と判断します。

受付番号4は、太陽光発電設備です。資料は35ページです。

農地区分は、集団農地面積0.09haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地

と判断します。

受付番号5も太陽光発電設備です。資料は41ページになります。

農地区分は、集団農地面積2.6haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。

受付番号6も太陽光発電設備です。資料は47ページになります。

農地区分は、集団農地面積0.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

続いて、別冊、追加議案になりますが、6月の議案第30号、受付番号7になります。こちらは自己用住宅です。資料は59ページになります。

農地区分は、集団農地面積0.1haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。開発許可の申請中です。

受付番号7も太陽光発電設備です。資料は53ページになります。

農地区分は、集団農地面積0.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 引き続き、15番の林です。よろしくお願いします。

議案第35号の1は、――が実家を解体されたことによって、法令に該当してきたという案件です。

現地確認を同じ7月13日に、事務局さんと小委員長と計4人で現地を確認いたしました。

16ページのとおり、先ほど申しあげました――のほうになりますけれど、大道駅から同じような――に行った市道沿いにあります。

14日に、――ということで、図面には申請人の――と書いてありますが、これが実家でありまして、――ということで、解体に至るまで、築50年ぐらいたっておる建物で、両親は他界されたようで、お母さんが3年前に他界されて、サイドにとうとう建物が空き家になったということで、10年前頃から、お父さんが亡くなった頃から空き家状態で台風のたびに被害を受け、地区の方々に迷惑をかけていたと、ましてやこの市道が通学路であるものから、御本人が管理されております。危険と判断をいたしまして、これも昨年暮れに解体されたものです。

ところが、解体されたことによって、行政書士さんから17ページのほうにちょっと色分けしてありますけれど、2筆ほど転用されていないことが分かりまして、――も子供の頃からここに住んでおられたんですけれど、農地というか、畑みたいなものが全然見たことがないと、ましてや両

親からも全然聞いておられず不明だということで、これが宅地みたいになっているということが全然分からなかったということです。

私本人も市道を生活道路として頻繁に通行しておりますけれど、ここに農地があったことすら知らなかったということで、全部、宅地で家が建っているものと私も見ておりました。

今回、事務局のほうでは、解体したことによって現行法が適用されるようになったということで、建築時、48年ごろ、これから行政のほうも指導されておられなかったようで、現在、管理されている——にも今さら転用をしてくださいというのはいかがなものかと、私、個人的に思っております。

今回、借受人っていうんですか、個人住宅を建てられた——にもお話を聞きました。そうすると、18と20ページのほうにありますけれど、家族——で実家近くで両親の面倒を見るところを探していたところ、ちょうど申請地が売りに出ているので目にとまって、家を建てようかという話になったそうです。当人も自治会に加入して、地域に役立てたいということをお聞きいたしました。

問題という問題になるかどうか分かりませんが、20ページにありますように、汚水の排水計画の中に、汚水の放流先が道路側溝ということが丸になっておりまして、このあたりを昨年ですか、西浦のほうで案件があって、県道の側溝には家庭用排水は流されないということをお聞きしたので、ここは市道沿いになりますので、市の道路課にこの件をお聞きしたら、問題はありませんよということをお聞きいただきました。

以上のことから、建物を解体したことから現行法が適用になったということで致し方ないのかなということです。

——のほうも地目変更を考えていらっしゃるようなので、よろしく御審議のほど、よろしくお願いたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、裁決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。

議案第35号の2は、——の農地を——が借りて、ごみの集積所を造りたいという案件です。

現地は、牟礼小学校から——500mぐらい行ったところにあります。

7月14日に中山委員と私と事務局2人と4人で現地確認を行いました。それから、18日に関係者3名、作付けをされている方が別の方なので、3名のヒアリングを行いました。そのことについて御報告をいたします。

——は、資料は21ページからなんですが、25ページに地図がありますが、この今申請をしているところの道の反対側の道路上でごみの収集を今までしていたということです。

公道の上でやっているのも非常に危険ということと、ここ曲がり角なので、すごく見通しが悪いですから危ないということで、今まででもいろいろ指摘があったようです。

今回、——にお話をしたところ、貸してもいいよということで話がついたということなんですが、ここは——という方が牧草を作っていらっしゃいます。この25ページに圃場の境界の線が入っていますが、実はこれ、もう撤去されて、隣が痩せて、今、今回のところ6畝あるんですが、これを合わせて牧草を作っているということで、——のほうにもお話を伺いに行きました。

——からも——からも話を聞いているということで、ここがなくなっても続けて牧草は作るということですので、特に問題はないですということです。

地域のためということなので、特に問題のある案件ではないと思いますので、地元委員としては問題ないと思います。

皆様の御審議、よろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、裁決に入ります。

承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、石田です。本案件なんですけど、平成28年に、一応、——という不動産屋さんが建売を建てようとして転用していたんですけど、なかなか売れずにいたところ、自己用住宅を建てられたいという方がいらっしゃって、その方に所有権移転しようとするものでございます。

現地なんですけど、——の近くにあります。29ページを見ていただけたら分かりやすいかと思うんですけど、——が転用したときに、この今、色がついている部分だけ売れ残ってしまっていて、そのままだったんですけど、その土地になります。

変更承認申請というのも——のほうから、議案書の5ページの2番、次のページを1枚めくっていただいたらと思うんですけど、そちらのほうで変更の申請も出ております。

ちょうどこの——、今、——、ちょうど目の前だからということで、こう
いう話になったそうです。

地元委員としては、特に問題ないかなと思っております。皆様方の御審議をよろしくお願
いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

今説明がありましたように、これ36号と併せて審議いただければよかったですけれども
、36号の説明は今ありましたところですので、後で36号を改めて審議いただくというこ
とで、まず35号の3について審議いただければと思います。

何か御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、裁決に入ります。

御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○4番 4番の池田でございます。議案第35号の4は、——の農地を——が譲り受け
て、太陽光発電設備を設置するために転用したいという申請でございます。

現地確認を7月14日、事務局2名と石川小委員長さんと私の4名で行いました。

7月15日、——に、それから16日に——と——に電話でヒアリングを出
しましたので、その結果を報告いたします。

現地は、資料の35ページと36ページを御覧ください。

——です。辺り一面はもう太陽光で埋め尽くされており、唯一、——
が昨年まで稲を植えておられました。

聞きますと、高齢になり、年齢には勝てないねというお話で、もう耕作できなくなっ
て、——も将来もうできないということだそうです。

3月に、これも郵送で太陽光の御案内が来たそうで、6月には契約という急な話だっ
たそうです。

——と——には、太陽光設備のきちんと整備されているところと、一
方、雑なところが多いなどの最近の状況をお話しして、またフェンスとか標識、き
ちんとつけていただけるよう、それから、農業用排水路へ排水ですので、清掃にも
年2回協力してくださいということをお願いいたしました。

——は、これまできちんと耕作されてこられただけに、本当に残念なのですが、
このあたりは

地下水も高くて、裏作で少し花の栽培を試みていらっしやったのを私もパトロールのときに見たことがございますが、やはり地下水が高いので、いいものができなかったということだそうです。

私としては致し方ないのかなと思いますけど、皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、裁決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番、原田です。この議案の5と6は一緒に説明したいんですが.....。

○藤井会長 いいですよ。

○16番 この議案の35号の5と6の許可申請は、——ほか複数人の農地を——、議案6は——という方なんですけど、これは——の社員が譲り受けて、太陽光発電設備のために転用したいという申請でございます。

現地確認を7月13日に、事務局2名及び末廣委員と行いました。

議案35の5と6を資料の41ページ、それから47ページを御覧になってください。

現地は——になります。

35の5と6は、隣接している申請地になります。

41ページの図のほうの方が分かりやすいと思うんですが、手前に道路がありまして、右のほうがこれ池なんですけど、その左側は既に2年前に転用されて、太陽光発電設備がある場所、その場所の北西側に、今回、太陽光発電設備を設置したいということでの転用なんですけれども、43ページを御覧になってください。ここに、下に、——というのがあるんですが、ここが既に太陽光発電設備のために転用されております。これは——の運営ということになっています。今回の申請は、その北側、申請地、地権者が何名かおるんですけれども、今回のこの申請の場所に設備等を搬入する、いわゆる進入路ですね、これが下の道路から細い農道ですね、これ人が大体通れるぐらいの農道がありますけれども、これ丘陵地帯なんで、かなり上っていくわけです。その道路1本しかないということで、現地確認のときに、これ、どうやって、機材なんかを搬入するんだろうということで、そのまま現地確認は終わったんですが、当日、——のほうの業者に電話で確認をいたしました。そしたら、このよう43ページの図で言う、——、それから——、——、この3件の地権者に話をして、一時的に土地を借りる約束をしましたということで話を受けましたんで、ち

よっと待ってくれということで、話をそのまま聞いたら、手続は何もしてないということで、借りる話だけをしましたと、だから、問題ありません、そこを運ぶますと言うから、それは駄目ですよと、一時転用になりますよと。したがって、一時転用の手続をするか、もしくは、この土地も含めて購入するか何かしないと、入るできませんよということで、入れないんだったら、上のほうの申請地の議案そのものを審議するかしないかということになりますよということで、業者に話をしまして、翌日、事務局のほうに問い合わせが入って、どうも一時転用するための手続に入ったということなんで、一応、今回はそういう状況で、進入路がないのに、この議案の5と6を審議しても意味がないんで、進入路の一時転用の申請が出てからということに、来月になると思うんですが、そのときに審議をしていただきたいというふうに思います。取下げということではなくて、来月に回すということですね。現状では、進入路がありません。

以上です。

○藤井会長 事務局、何か補足ありませんか。

○事務局 原田委員がおっしゃられたとおり、南側のほうの一時転用がなければ、事業は達成できないので、また来月にそれがそろった時点で、同時許可という流れになります。

○藤井会長 じゃあ、来月.....。

○事務局 それと、もう1点、それと別ルートで、49ページの地番——、49ページでもいいんですけど、——のところの雑種地、太陽光が既にあるんですけど、ここ、フェンスをどけて通るといふ案も一つあるようなので、これも、また、それが可能である、雑種地の方が承諾を得れば、それも可能であるので、そういった可能性もあります。

○16番 ——。

○藤井会長 今、太陽光が立っちょるところちゅうたろ。

○事務局 立っちょるところです。

○16番 いや、あれ、どう見てもね、あれフェンスどけても重機は通れんよ。末廣さんと一緒に現地確認しましたね。

○14番 平たいところじゃない。坂道にこう、なっとるもんで。

○16番 雑種地通っても、ため池がありますよね、その横のフェンスどけても、ぎりぎり通れるかどうか分かんないと思いますけどね。私らは通れないと思ってんですけど、業者は補強か何かをして、通れるようにするのかもしれないんですけど。

○事務局 そうですね、そこ、農地は絶対、どういう形になろうか、あれですけれども、また進捗ありましたら、地元委員さんとお話をしながらという形にはなろうかと.....。

○藤井会長 仮にね、そこ使用許可をいただいたことになっても、ちゃんと地元委員さんに確認していただいてから、可能かどうかをお互いが了承した上でから許可するように。

○事務局 はい。

○藤井会長 分かりました。じゃあ、今、説明がありましたように、来月改めて審議するという形にさせていただきます。

あと、今回の申請書には、太陽光の出力が書いてないんですけれども、これは書く義務は今頃なくなってるかね。どうせ、49.何がしかとは思うんですけれども。

○事務局 そうですね、ちょっと入れるようにいたします。すみません。

○藤井会長 これ申請で要るんでしょう。

○事務局 要ります、要ります。情報はありますが、すみません、事業計画に、すみません、抜けておりました。

○藤井会長 じゃあ、よろしくをお願いします。

続きまして、7番、地元委員さん説明をお願いします。

○16番 16番の原田です。

35号の7の許可申請は、———の農地を———が譲り受けて、太陽光発電設備のために転用したいという申請です。

現地確認を7月13日に、事務局2名及び末廣委員と行いました。

現地確認の後、譲受人の———には電話で、それから譲渡人の———には面談をして聞き取りを行いましたので、それらの結果について御報告をいたします。

現地は、53ページ、54ページ、55ページのとおりなんです
が、———とといいますか、いうところに位置しております。

———ですね、譲渡人の———によれば、この地は、数年前までは畑として耕作をしていたということですが、直近は、高齢になったことということから、耕作はしていないと、それから、後継者もないということから、今回売るということにしたということでした。

発端は、———が新聞等にいろいろ入る募集チラシですね、太陽光、土地買いますよという、このチラシを見て、片っ端から全部電話したそうです。その中の今回話が決まったのが、そのうちの1社ということなんですけども、———というのは、今回、防府市では初めて、山口県ではどっかやっていると行っていましたが、本当かどうか分かりません。電話で確認したところ、そういうふうな話をしていました。仲介の業者が当然間にいまして、土地等を募集した会社は———。これはかなり大きな会社ですね。中国支店も広島かどっかにあると思うんですが、元請は、この———です。先ほどのちょっと余談になりますが、議案の5と6も、元は———です。契約書を見ると代理人が———になって、契約者は———という、そういう関係での契約になっていますんで、仲介は全て———がやっているという感じですね。ここに電話をして、そこの話がうまく進んだということで、———本人は、来た書類

見たら————になっているんで、どうかなというふうに思っただけなんです、書類にはちゃんと————という会社名も入ってましたんで、問題はないと思います。

この場所は、集団農地面積が僅か0.4haということで、周りが住宅で、この地図でいうと南側、公衆用道路、国土交通省と書いている側は、大体5mから6mぐらいの崖になっていて、崖というか、斜めにですね、ここはですね、進入経路、57ページにありますけど、かなり崖になっていて、ここを斜めに道があって、上がっていくという形です。北側は住宅、西側も住宅とその住宅の方の農地、右側は————というところの、これ田と書いてありますけども、実際には畑ですね、があります。

ということで、隣接の住民の方にも、既に話はされておいて、周辺の状況から見て、耕作放棄地の利用としてはやむを得ないなというふうに考えます。

周辺農地等に関わる営農条件に支障を生じるおそれも特になくと思いますので、本件については、転用やむを得ないというふうに考えます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○12番 すみませんね。12番、石田です。

設置後の管理とか、かなり遠く、—とかなんですけど、今まで、このあたりでも、口頭ではあると言われたらしいんですけど、今後、どうしていかれるのかなというのがちょっと気になるなど。

○16番 その点もしつこく確認をいたしました。先方は—の会社なんですね。遠いんで、どうすんだという話をしたら、設置後の草刈りとか、そういった雑草管理を含めて、別途をメンテナンスの会社に委託するという話をしていました。それは、本当か、うそかは確かめようもないんで、どこの業者なんですかとかいう聞く手もありますけれども、一応、先方は、そういうふうに現地の何らかの会社に作業は委託するという話をしておりました。この————は、当然、この5と6も全部やることになりますんで、その辺も含めて、そういう設置後の管理をどうするのかという話をしております。

余談ですけども、こういう太陽光発電設備をいろいろ、いろんな点で問題点があるというふうに指摘をされていますし、今回の件は、いずれも、現状、耕作されてない耕作放棄地であるということと、それから、どちらかというと水田ではなくて畑で、良好な農地とは言えないような地域なんです。私としては、ある程度、やむを得ないのかなと思うんですが、中には、元請の会社はしっかりしていても、最終的な運営する会社はかなり口先だけという会社も中にはあるんじゃないかなと。今回の————さんについても、電話だけの印象なんで、何とも言えないんですが、女性社員の対応は非常にいいですよ。男性に変わった途端、すごい、結構ぶっきらぼうな感じになってきますね。あんた、誰かというような言い方をしてくるぐらいの人ですから、私が一時転用の話をし

たときでも、なぜ、そんなことをしなきゃいけないのかとか、あんた、そういう権利あるのかとか
というようなことを言うてくるような人だったんで、あんまりいい会社じゃねえなとは思ったんです
けど、ちょっと、そんなことがありました。

以上です。

○藤井会長 でも、一応、稼働した後の管理は、約束どおりやっただく必要がありますので、管
理報告が出た後には、どういう状況にあるか、地元委員さん、しっかり監視していただきたいとい
うふうに思いますので、よろしくをお願いします。

ほかに何かございませんか。どうぞ。

○6番 ——という方は耕作されているのですか。

○16番 どこですか。

○6番 隣です。申請地の隣にある——、——、これは作っておられる。

○16番 ——、耕作されてないですよ。

○6番 これ、されてない。

○16番 はい。それから、隣の——さん、ここも耕作されてないです。

○6番 水路はあるけれど、特段、そういう問題は起きませんか。

○16番 ここで耕作されているのは、耕の——の——m²の田とありますよね。

○6番 はい。

○16番 ここだけです。ここ畑で耕作されています。

○6番 そうなんですか。

○16番 ええ。そこだけです。あとはもう全く耕作されていません。

○6番 ただ、自然流下とありましたんで、その辺がちょっと気になりましたんで、問題ないと思
いますんで。その辺、ちょっと確認だけ。

○16番 それは問題ないと思います。ここは、これちょっと、全く水平に見えるんですけども、か
なり段差があるんです。道路と、この公衆用道路というのがありますね。この道路とこの申請地と
の間がかなり高台になっていまして、5m以上はあると思います。はい。

○藤井会長 ほかにございませんか。よろしいですか。

事務局、これもさっきと一緒に、出力は幾らなんですか。

○事務局 すみません。こちら、いつものとおりというか、49.5kwです。

○藤井会長 これは事務局が書き忘れたん。

○事務局 そうですね、指導し忘れたと、すみません。

○藤井会長 よろしくをお願いします。ほかにございませんか。

御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、承認いたします。

続きまして、先月保留分の8番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、中山です。

先月の保留分で、別紙になります。

議案第30号の7、こちら現地なんですけれども、59ページ、60ページを御覧ください。

—————ぐらい北に行ったところにあります。

こちらの農地をお父様が今—————が所有しておられるんですけれども、息子さんのために家を建てるという案件になります。

最初から話すと、この申請が出る二、三か月前に最初事務局から連絡がありまして、この農地ちょっと見てきてくださいということで、行ってみました。私は、行ってみて、事務局に、とても農地には見えませんと回答しました。というのも、ここは既に造成されておって、もう、ぱっと見、宅地化しておりました。このままだったら、転用はちょっと難しいんじゃないですかというふうに申し上げました。先月、転用案件が、この案件が出てきて、どうなったんですかということで聞いたら、果樹を植えることにしましたということです。果樹を植えるという意味なんですけれども、申請地、59ページ御覧ください。申請地以外の土地も当然造成してあって、申請地に家を建てた後、それ以外の造成してある土地をどうするかということで、そこに果樹を立てて営農しますということでした。その現地確認の際に、私、でしたら、営農計画書を必ず6月の総会までに提出してくださいと事務局を通して伝えました。先月総会あったんですけれども、何も提出されなかったの、これはまた保留ですということで、保留となりました。一月たって、本日、営農計画書が提出され、そこには果樹を、栗を10本植えますというふうに書かれております。この申請地以外のところに栗を10本植えるということになります。申請地以外のところが、広さとして大体900m²あるんですけれども、ちょっと900m²で、10本で、営農と言えるのかと、私はちょっと疑問がありまして、いかがなものかと思っています。この造成したところが解決されないことには、この申請自体がいかがなものかというのがありまして、きちんと申請地以外の農地が農地として有効利用されない限りは、申請は認められないというのが私の立場で、今10本って書いてあるんですけれども、とても、この本数じゃあ、営農していますと言えないと思っています。

簡単な説明ですが、以上、説明となります。皆様の御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

営農計画書はどこについている。

○3番 すみません。今、1枚、ちょっとコピーをしておきます。すみません、お配りはしてなかつ

たのですね。

○藤井会長 じゃあ、今、コピーしてくれよ。————

じゃあ、今から、今、コピーしているみたいですけど.....

○事務局 すみません、あと絵のほうは、コピーしておきましたので、ちょっとお配りしますね、図面のほうはですね。

○藤井会長 今、地元委員さんの説明では、10本植樹をして.....

○3番 会長、補足でいいですか。

○藤井会長 はい、どうぞ。

○3番 ちょっと補足なんですけれども、先月、営農計画書を提出してくださいと申して、先週事務局から電話がありまして、現地に既に何か植えてありますよという電話があつて、今回、計画書が出てきて、それが10本ほど栗が植えてあると。つまり、既に計画書が出される前に、今回植えていますということになります。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

先月保留になった案件でして、先月は全員出席していただいておりますので、初めてお聞きの方もあろうかと思っておりますので、疑問があれば、ぜひ、この場で聞いていただきたいというふうに思っていますので、お願いします。

今、10本植樹してあるということなんですけれども、この規定の中に厳密に何平米に1本あればいいかというような規定はありませんので、あくまでも常識の範囲で判断するしかないわけですが、その辺を考慮の上で、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。どうぞ。

○15番 すみません。15番の林です。

私は前回出席していませんけど、個人的にちょっとお話すると、両サイドに宅地が、住宅が建っているんですよ。この間に、申請地に住宅を建てるという間の、右側ちゅうか、北側に残地が残っているんですよ。そうすると、この木を、栗の木は10本植えるというと、栗の木っていうの、今度は大きくなったら、近所に迷惑かかってくると思うんですね。葉っぱが落ちるじゃ、どうじゃ、こうじゃ。民事的な争いになってくる。そうすると、やがて、宅地にするんじゃないですか。周りが宅、両サイド宅、住宅が建っているんで、その辺がちょっと危惧するんですけども。

○藤井会長 その可能性は—どうぞ。

○3番 宅地、住宅ということですね。こちらが、ちょっと地図改めて59ページ御覧ください。これ南側が—のお家が建ってまして、北側を—の家が建つと、完全に蓋、南北に蓋がされて進入路がないので、ほかの人の家が建ちようがないんですね。もう道がなくてですね。

○15番 申請地の東側にちゅうか、右側に少し空いていますよね。——って、間に、あれ、道路として使うんじゃないんですか。

○3番 申請地の北側、北側がとても道路にはならないというか、申請地に入るのは、西側、左側ですね、左斜めから入って、それで行き止まりになっていまして、それ自体は道路にはならないです。

○15番 そうなんです。道がない。この家の入る道がない。道がないっていうのは、家が建てられるんですか。私、ちょっと勉強してないので、何とも言えない。隣から入るんだ。その奥があれか。

個人的に先ほど言いましたように、ひょっとしたら、やがて、そういうふうに変更するんじゃないかなっていうことを思っています。終わります。

○藤井会長 どうぞ。

○6番 今、営農計画書をちょっと見せていただいたんですけど、農機具の保有状況及び購入予定及び保管までについて、これでは、まるっきり営農にならないんじゃないかなという感じを持っています。まず、防除をしないとか、そういうのもありますし、倉庫もない。それで、どうやって、営農するのであろうかなと思っております。要するに、3条申請でいうところ、全部効率要件、農機具の保有条件とか、ああいうところ、ちょっと外れるんじゃないかなと思っております。それで、ちょっと果たして営農になるのかなという意見ですが、どうでしょう。

○藤井会長 どうぞ。—————はい、その質問に関連するんじゃない、—————別ですか。

○3番 確かに農機具としては少ないかなと思いますけれども、何か決まりがあるんでしたら、あれなんですけれども、どちらにしろ、今後、御本人のほうに、木が大きくなった場合、当然、農機具のほうをそろえていただくように申しておきます。

○藤井会長 これ基本的に、今回、宅地として一部で家を建てたいということなんですけれども、行ってみたら、20数年前に畑地として造成してあった土地の一部に今回家を建てるという話になったということで、転用自体はそう問題ないんですけれども、約束を守ってないということで、今後の営農計画をしっかりとしてほしいと、残地については、特にどうするつもりかを明確にしてほしいということで、営農計画書を提出をお願いしたわけですので、ここで、ちゃんと、農地ですので、農地として管理していただく予定を明示していただければ、私は、これは、それでいいんじゃないかなというふうに思っています。このまま見過ごすことはできませんので、農地として、しっかり管理していただければ、それはそれで、畑地としての役割は果たすということを明確にいただければ、それで、もう今回はいいのではないかなという思いで、営農計画書を提出していただいたわけですので、ちゃんと管理していただければ、特に問題はないというふうに思っていますけれども、どうでしょうかね、皆さん。どうぞ。

○11番 この問題は、先月、私も出ましたけど、一言で言えば、違反転用は違反転用なんですね。

その違反転用に対して、ちょっと本題から離れるかもしれませんが、たまたま、私、5月21日付ですか、農業新聞を見ていましたら、この問題を取り上げられてありまして、ちょっと、をかいつまんでみますと、政府は、5月13日規制改革推進会議、農林水産ワーキンググループ、佐久間座長の会合を開いて、農地の違反転用の課題などについて農水省から聴取したと。同省は、農水省は、2018年度の違反転用件数は3,648件で、そのうち、約86%に当たる3,131件は追認許可されていることを報告したと。転用許可基準を満たしており、仮に事前に申請していれば、許可できたもので、悪質性がないものは追認許可の対象になっていると説明したと、こういうふうに書いてあります。河野大臣等は、こうした状況が10数年以上続いているのは、ゆゆしき事態、長年にわたり放置された理由をしっかりと検証し報告してほしいと、座長も農林関連規制の意義や在り方を検証する必要があると述べ、第2種、第3種農地のほとんどに追認許可が出ている現状に問題がないかなどの検討を求めたと、ちょっとこういうことが書いてあるんですよ。それで、たまたま、関連ですけど、私どもも事務局から1回、一緒に見たんですが、私のほうでも、たまたま、違反転用なんです。これは犬猫の殺傷になるのを、そういうこといけないから、そういう施設があって、そういう職員か何か知らんけれど、今、農地は埋めてある。土砂埋めて、しかも、コンクリート、バラスですかね、そういうのもやってある。たまたま、雑談ですけど、これはもうトラックで全部残土持って帰らなきゃならない。だから、その問題は、違反転用の問題をどういうふうにするかというのは、私ども、今まで、自分のところでも、かなり、僅かですけどね、ケース・バイ・ケースにもよるんでしょうけど、道を、入り口をちょっと広げているとか、昔たくさんあったと思うんですけど、それもありました。それは、今の始末書でやっておる。だから、どういう方向性で行くかというのが、今のことで、非常にこれは難しい問題じゃないかと思うんですよ。私はそういうふうに、いけないんじゃないかなと思った。

○藤井会長 先ほどの5条のうち、大道のありましたように、相続された子供さんも、そこがまさか農地だったってことには気づいてないし、地元の農業委員も、まさか、そこが農地だったというのも認識できてないというような事例が物すごく多いのが現状だと思うんです。分かるのが、圃場整備をするときに農地だったというのが分かったり、相続して、どっかに売るときに農地であることも分かったとか、そういう事例が多々あると思うんですけども、そういう意味じゃあ、今回、非農地証明を出すに当たって、事務局が地図を作ってくれましたけれども、そこには、山林が今中心なんですけれども、普通の人の認識では、農地だとは見えない現状では、農地として見えない状況のやつも地図上に落とすようにしてくれていますので、その辺をしっかりと見ていただいて、これからの、そういう無断転用に生かしていただければというふうに思いますので、そういうの、結構出てくるのよね、今度。

○事務局 昨年までは農地全体に色がついてなかったと思うんですけども、色がついていたのが緑

とか、赤、それから茶色、転用済み、といったところだけだったと思うんですが、一応、農家台帳上にある農地は全て薄い緑で表示するように、今年からしております。

- 藤井会長 だから、宅地に隣接している一部でも分かるようになるのかね。
- 事務局 宅地に、農家台帳上、田とか畑になっているものは、全て色が塗られています。
- 藤井会長 ぜひ、それを参考にさせていただいて、地目が本当に現状何なのかというのも把握させていただいて、これからの活動に生かしていただければというふうに思います。

本題に戻りますけれども、例えば、今回の場合、地図の右半分がなくて、農地として、農地を転用して宅地にするというんですと、これ、何も問題ないわけですよ。無断転用はしとるんで、始末書を書いて、ここを転用かけていただくということでいいんですけれども、たまたま、残地をじゃあ今後どうするかという問題が今回の議論だと思うんですけども、ここで、一応、この残地を植樹なりなりして、今後もやっていくんだという営農計画書で意思表示がいただければ、あとは地元委員さんに今後引き続き約束をいただいて、果たしていただけるかをチェックしていただければ、今回の場合はこれで仕方ないんじゃないかという私は思いでおりますけれども、いかがでしょうか、皆さん。

ただ、先ほど言いましたように、形として、当委員会が認めるのに、1,000m²の面積に10本でいいのかという問題はあるかと思うんですけれども、せめて、20本にせえやという御意見があれば、これはまた農業委員会の意見として所有者に伝えなければいけないところですけども、その辺も含めて、どうですか。

- 3番 私が先方に伝えたんですけれども、果樹植えるに当たり、五、六m、この広さだったら、20本ぐらいはいかがですかというふうには伝えてあります。ただ、今回10本だけ植えてあって、これでどうかという形で提出されてあるんですけれども、私としては20本程度植えていただいて、植えたときもそうですし、例えば、1年後なり、1年半後、事務局の方と時間を合わせて、きちんと見に行くとかですね、もちろん、今回のことで、ちゃんと一筆書いていただいて、営農計画書も再提出で、事務局のほうに本数変えていただいて、きちんと営農しますということで、条件付で認めていただけないかと思っております。
- 藤井会長 ただですね、例えば、これ来年にですよ、この農地を何か転用したいという申請が出た場合に、営農計画書を盾に許可を出さないというわけにもいかないと思うんですけど、その辺の絡みもあるんで、1年後、2年後、状況を確認させるというの、難しい、できるのかどうかという思いもある。どうですか。
- 7番 栗を10本植えられ進入路はあるんですよ。転用という話が今出ました。
- 藤井会長 先ほど中山委員さんの説明じゃあ、道路がないから宅地として他人に売るということは難しいですね。何らかの倉庫を造るとか、何か、これ有効利用していただくためには、今建てる場

所に家じゃなくって、寄せてもらうのが1番、転用考えるんならですね。その気はないんでしょうから。道路は造れなくても、この道は結構これ下のほうは広いんじゃないんですか。

○3番 下のほうが、すごい狭いです。実際現地行くと、人が歩ける程度のそのぐらいですね。間に水路走ってまして、進入路は営農計画書で、今、地図、事務局に持ってきてもらったのを見ていただいて、その右下のそのみです。

○藤井会長 仮に転用ができなくても、これは農地として守ってもらわないけん。そういう意味じゃ、所有者も、これ農地として維持していかれるつもりなんでしょう。今、私の思いじゃ、どういふ形で転用が可能なのか分かりませんが、仮に何らかの目的で転用の申請が出たとしたら、何が出来るか分かりませんが、これは許可せざるを得んと思うんですけども、今後。それが1年後、2年後という営農計画で縛るわけにはいかないと思うんですけど。

○10番 10番の吉本です。先月いろいろ議論したこと大分出尽くしたようですけど、今回の問題は、——名義の土地を借りて、——が宅地を建てられるということについては、既に無断転用として、始末書で、これについては、もう仕方ないと思うんですよ。ただ、そのときに見つかった不法転用といいますか、こういうのを我々が、この後、会議ありますけど、農地調査しますよね、意向調査、あるいは、私たち日常的にパトロールするときに、不法転用というのが見つかるんですよ。それをどのようにするかというのが、ここの会議で、ある程度、意思統一しておかんやいけんので、不法転用、二通りあって、悪意があってやったのと、知らないでやったというのがあって、我々は農地を農地として、不法転用されても維持管理をしていただくという方向を守っていただければ、私はいいんだと思うんです。それをもう、例えば、不法転用して、もう売ってしまおうて、家建ててしまおうとかいうのは、最悪の場合、原状復帰というのを法律の下にやらせてもいいと思うんです。そこは悪意があるかないかで判断をして、今回も木を植えるということですから、事業計画も出されて、農地法の意味を理解されたと思うんですよ。したがって、今回は、地主の方に、————に対して附随してきたことですからね、先月の議案に対して、別問題として、だから、今回事業計画を出されて、ちょっと、我々はもう指導するしかないんですよ、強制権がないから。今後も、やはり、パトロールしたときに、そういうのがあれば、これは元農地だから、農地を農地として使ってくださいと、駐車場とか、倉庫とか無断に造ってはいけませんよということ、もうずっと指導する方法しかないと思うんで、今回、私は、残地というか、残地については、営農計画を打たれて、私はいいと思います。

以上です。

○藤井会長 じゃあ、もう一つ、中山委員さんがおっしゃった、木の本数云々は別に問わずと言ってます。どうです、皆さん。今回の無断転用、転用じゃないんですよ。畑地造成して、ちゃんと畑地として使っていないんじゃないのということなんですよ。何かが建つとるわけでもないし、駐車

場として使っておられるわけでもないんで、今後どうしますか、じゃあ、植樹してやりますという計画が出れば、これはこれで認めざるを得ないと思うんですけども、それで、その計画が10本少ない、20本ならオーケーというのも、どうでしょうかね、皆さん。冒頭言いましたように、面積的に何本植えろという基準はない。このまま、今回の営農計画をちゃんとやっていただくということで認めるのか、営農計画を少し見直していただくのか、その辺のところをちょっと皆さんの御意見をお聞きしたいんですけど。

じゃあ、ちょっと、これ決取りましょう。

この営農計画で認めざるを得ないというふうに思われる方、挙手をお願いします。

〔6番以外全員挙手〕

○藤井会長 じゃあ、逆に、もっと営農計画を詰めて厳密にするべきだと思われる方、挙手をお願いします。

〔6番挙手〕

○藤井会長 ちょっと控えとって、ね。そういうふうに、倉重委員さんが、これじゃ甘いんじゃないかというお考えですけども、大多数の皆さんが、これでいこうじゃないかという御意見ですので、賛成多数ということで、この営農計画を進めていくということで、今回の許可したいと思しますので、よろしいでしょうか。

じゃあ、地元委員さん、すみませんけど、そのまま、この状況を説明していただいて、営農計画を実施いただくよう指導をお願いします。

じゃあ、最終的に採決に入ります。

8番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番、承認いたします。

続きまして、順序は逆になりましたけど、議案第36号、改めて、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

議案書は5ページ、資料は、前に戻って27ページからとなります。

議案第36号は、事業計画変更、承認申請で2件提出がありました。

変更内容は、建売住宅の区画数の変更が1件と建売住宅から自己用住宅への変更が1件です。

以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 内容につきましては、地元委員さんから、議案第35号の3のときに説明がありましたので、改めて御意見はお伺いしません。その上で採決します。

議案第36号、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第36号承認いたします。

続きまして、議案第37号、38号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第37号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。

議案集の6ページから内容を記載しておりますので、御覧ください。

議案第37号につきましては、令和3年7月26日報告予定の利用権設定申請が5件提出されております。

農地の集積面積は、1万3,976m²でございます。

内容といたしまして、使用貸借権の設定が4件、賃貸借権の設定が1件、新規1件、再設定4件となっております。

計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。

本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第38号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

議案集8ページから記載しておりますので、御覧ください。

第38号につきましては、県で公告予定の利用権設定は1件になります。

内容といたしましては、議案第38号の番号1番につきましては、前号の議案第37号の番号5番について、公社から貸付けを行うものです。

以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、議案第37号、38号、一括審議いたします。何か御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○15番 15番、林です。ちょっと事務局のほうへ確認をしたいんですけど、1番の使用貸借の設定について、これ30年なんです。この期間というのは、何年までとかいうのは定めてあるんですか。そのあたり、ちょっと教えてほしいんですが。

○事務局 期間の定めはないというふうに聞いております。

○15番 この御両人は————、知っておりますけれど、はい、分かりました。ありがとうございました。

○藤井会長 私も30年というの初めて見ましたけど、こんなスパンのやつはあるんですか。御両者がこれで納得されとるなら、仕方ないとは思いますが。

○15番 この利用権を受ける人と、ちょっと、私、一悶着やっているんですよね。一悶着やっ

るんですよ。私の地域に入られて、小作、昔で言う小作で作られるんですけど、地域の人に、今から、ちょっと、こういうことをやりますの御挨拶もなしに、ちゃちゃん、ぽちゃんにを削り上げて、あぜがないから、あぜは機械でやってくれていいんですけど、水路の関係も全然知らずに、てんで勝手に水を取ったりして、大道はちょっとため池で管理するところ多いんですけど、そういったことも知らずにして、勝手にやるなということで、ちょっと一悶着を、くぎを刺しとるんですね。ここを見て、本人の個人的なことを言っちゃいけないんですけど、30年って、期間がないって言われたんじゃないんですけど、ちょっと長過ぎ、御当人は77になるんですよ。その頃はまだ元気でしょうけど、ちょっと危惧したんで。

○藤井会長 この利用権設定するときに委員さんが間に入られてはないんですよ。

○15番 前回、この方が10年で出されている。

○藤井会長 再設定やからね。これは設定される、出し手のほうとの話は全然、委員さん、されてないですよ。

○15番 していません。私も、一部、隣の田んぼを出入りさせてもらうんで、こっちの事務局のほうの設定はしていませんけど、農林水産課のほうで設定は出していますけど、ちょっと、これも御高齢で、跡継ぎさんもいらっしゃるんですけど、どうも、やられるような気配じゃないんで。

○藤井会長 30年たてば、確実にお見えにならないですよ、この方は。

○15番 そうですね。

○藤井会長 跡継ぎの方に、30年を設定しとるやからって言われたら終わりですよ。

○15番 そうですね。私も15の春から田んぼや、親から年寄りのほうから見てきておるのに、昨日今日入って、何するんかということで、ちょっと釘を刺しているんです。30年で、期間がないと言われたんで、しょうがないなということで。

○藤井会長 委員会のほうから、この期間は、ちょっと長過ぎるんですがいうことはできないですか。

○事務局 使用貸借権になっておりますので、基本的には、どちらか一方の方が死亡された時点で、契約自体は終了すると思うんですけど、ただ、契約期間を本人さんがそれで出されているんで、こちらのほうから、短くしてくれというのは、なかなか言いにくいんじゃないかなというふうには思っております。

○藤井会長 これって契約者の片方が、一方が亡くなれば、消滅するんですか。

○事務局 使用貸借権は基本的に本人同士の約束になっていますので、どちらかが亡くなれば場合には、その時点で、基本的には、亡くなって、相続人の方と引き続き権利設定すれば、また継続にはなりますけど、賃貸設定はもう亡くなられても相続でいきますけど、使用貸借権はそういうふうな形になっておりますので。

○藤井会長　　じゃあ、この37号とか、ここで意見を求めますと言われるけど、意見を求めて、これおかしいんじゃないのと言われても、何の意見も言うことができない案件ですよ。報告事項じゃないんでね、これ。今、おっしゃったように、今回の件というわけじゃありませんけども、ちょっと問題がある人に貸すのはやめたほうがいいですよとかいう意見もできないわけでしょう。分かりました。そういうことなんでしょう。

ほかに何か御意見ございませんか。よろしいですか。いいですか。

御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第37号、38号、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長　　ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第37号、38号承認いたします。

以上で議案審議は終わります。

あと、報告事項が43号から48号までございます。

目を通していただいて、何か御意見があれば、お伺いしたいと思います。

ちょっと地元委員さんに説明いただきましょうか。議案第45号の合意解約が、これ、大道がずらりと並んでおるんですけど、この流れをちょっと教えていただければと思いますけど、説明をお願いします。

これは誰に聞けばいいかね。原田さんに聞けばいいかね。これは集落営農法人の関係で、何、換地か何かですか、これ。

○16番　　ちょっと私のほう、これ、内容聞いてないですね。

○藤井会長　　そうですか。

○16番　　はい。

○藤井会長　　ファーム大道も含めて、合意解約がなされとるんで、何かなど。事務局は把握してない。

○事務局　　特に聞いておりません。

○藤井会長　　分かり次第、また皆さんに教えてください。

何か御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　　御意見がないようですので、以上で議案審議は終了いたします。

午後3時15分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年 7月19日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員